

DV(ドメスティック・バイオレンス)

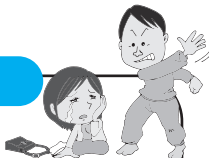
DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からの暴力を言います。DVは、家庭内で行われることが多いため、表面化しにくく、被害者が生命に関わる深刻な状況に置かれることがあります。

暴力の形態

DVには、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力・性的な暴力・経済的な暴力なども含まれます。多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっています。

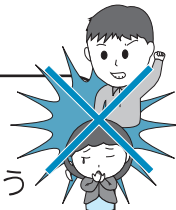
身体的暴力

- ・ 殴る ・ 蹴る
- ・ 首を絞める ・ 刃物を突きつける
- ・ 腕をねじる ・ 物を投げつける
- ・ 身体を傷つける可能性のある物で殴る



精神的暴力

- ・ 大声で怒鳴る
- ・ バカにした言葉や否定的なことを言う
- ・ 何を言っても無視して口をきかない
- ・ 子どもに危害を加えると言って脅す
- ・ 実家や友人とつきあうのを制限したり、携帯電話や手紙などをチェックしたりする



性的暴力

- ・ いやがっているのに性行為を強要する
- ・ 中絶を強要する ・ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・ 避妊に協力しない

経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない ・ お金を取り上げる



(注) 平成 26 年 1 月に一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」と言います。）」では、「配偶者からの暴力」に加え、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」についても適用対象とされたことから、これまで対象外であった「恋人間の暴力」についても一部対象となりました。
なお、「配偶者」には事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。

被害者を発見した場合の対応

通報について

◆高齢者の場合

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」と言います。）により、速やかに、市町に通報する義務があります。

また、上記以外の場合は、市町への通報は努力義務となっています。

なお、配偶者からの身体的暴力に限っては、DV防止法でも、配偶者暴力相談支援センターや警察官への通報が努力義務となっていますので、いずれかの方法により対応をお願いします。

(注) 高齢者虐待防止法では、「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものを言います。